

文部科学大臣 殿

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する
目標（中期目標）について（答申）

原子力委員会は平成21年2月9日に独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の中期目標の策定に際しての留意点をまとめた「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の策定に関して」と題する見解（以下「中期目標の策定に関する見解」という。）を示した。

平成22年2月25日付け21文科開第403号・平成22・01・15資第2号をもって独立行政法人日本原子力研究開発機構法第25条の規定に基づき意見を求められた中期目標は、原子力政策大綱等に示す基本的考え方と整合し、「中期目標の策定に関する見解」の趣旨に沿うものと判断できることから、これを妥当であると認める。

貴省におかれては、原子力機構が、この中期目標の達成を目指して業務運営を進めることにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与するという原子力機構の目的を達成できるよう、特に下記の事項に十分配慮されたい。

記

1. 原子力機構が、「中期目標の策定に関する見解」の趣旨に留意しつつ、我が国の原子力の研究開発におけるイノベーション・エコシステムの中核的拠点として、我が国の原子力の研究、開発及び利用の発展に寄与すること。
2. 原子力委員会が今後実施する核燃料サイクルのあり方に関する議論や、核不拡散に関する国際的な取組をはじめとする国内外の情勢を踏まえ、必要に応じて中期目標を改訂するなど、遅延なく柔軟に対応していくこと。

以 上